

東と弁往來

第51回

静岡・下田 公設事務所視察交流会

公設事務所運営特別委員会委員 岸 久美子 (69期)



1. はじめに

2017年3月10日、公設事務所運営特別委員会を中心とする総勢20名で、法テラス静岡法律事務所（静岡県静岡市）、法テラス下田法律事務所（静岡県下田市）、下田ひまわり基金法律事務所（静岡県下田市）を訪問しました。

2. 法テラス静岡法律事務所

法テラス静岡法律事務所には、浅井裕貴弁護士（62期）、可児望弁護士（66期）、長谷川堅司弁護士（67期）、河野優子弁護士（67期）の4名のスタッフ弁護士が勤務されています。事務所を見学した後、静岡県弁護士会館にて、法テラス静岡地方事務所長中村光央弁護士（34期）、同副所長諏訪部史人弁護士（45期）、同副所長朝倉保弁護士（57期）にもご出席いただき、交流会を行いました。

取り扱っている事件としては、一般民事、家事、債務整理事件の数が多いですが、刑事事件、成年後見等事件も一定数あるとのことでした。昨年からは、無報酬の成年後見等の案件も受任するようになったこともあり、今後は特に、成年後見等事件の増加が見込まれるそうです。

法テラス静岡では、地域市民の司法に対するアクセス状況を改善するため、様々な活動に取り組んでいるとのこと、交流会ではその点についても詳しくお話をうかがうことができました。

まず、事務所として関係機関との連携活動に力を入れて取り組んでいるそうです。例えば、自治体の生活福祉課における定期法律相談の試行、地域包括支援センターでの講演、福祉関係者とのケース会議への

出席など、その活動内容は多岐にわたります。歴代スタッフ弁護士が連携先と「顔の見える環境」を心掛けて活動が続けてきたことで、現在、50にも及ぶ関係機関との間で、息の長い連携が実現できているとのことでした。

2014年4月には、自治体職員や福祉関係者を対象とした情報提供サービス（ホットライン）も開始しました。この中では、自ら法律相談を利用することが難しい方々や、法的問題を抱えていることに気づいていない方々を支援するための情報提供依頼に対応しています。法律問題となるかどうか分からないケースであっても、支援者から遠慮なく相談してもらえる環境を整備することによって、埋もれていた案件の掘り起こしを行っているとのことでした。

法テラス静岡は、地元の弁護士会との関係も大変良好だそうです。スタッフ弁護士は、弁護士会と法テラスの架け橋となるべく、積極的に会務活動を担い、また、上記のように関係機関との連携で掘り起こした案件についても、地元の弁護士と協力・分担して対応しているとのことでした。



法テラス静岡との意見交流会にて

歴代のスタッフ弁護士が、地域に根差し、様々な法的ニーズに応えてきたことで、現在、その積み重ねが結実し、地域住民の方々、関係機関、地元弁護士会との間に確かな信頼や連帯感が生まれているように感じました。

3. 法テラス下田法律事務所・ 下田ひまわり基金法律事務所

静岡地裁下田支部が管轄しているのは、伊豆半島南部に位置する賀茂地区（下田市及び賀茂郡の5町）と呼ばれる地域で、その管内人口はおよそ7万人です。この地域を、法テラス下田法律事務所（2名）と下田ひまわり基金法律事務所（1名）を含む計6名の登録弁護士でカバーしています。

法テラス下田法律事務所には、飯久保力也弁護士（64期）、押谷祐基弁護士（66期）の2名が勤務されています。下田ひまわり基金法律事務所は、賀茂地区の弁護士過疎を解消すべく、2005年5月に開設された公設事務所であり、2016年6月から、寺岡俊弁護士（65期）が5代目所長として勤務されています。それぞれの事務所を訪問した後、下田市民文化会館に場所を移し、意見交換会を行いました。

事件の種類としては、家事、一般民事、債務整理が中心ですが、成年後見等の案件数が多いことは地域的な特徴といえそうです。その背景には、賀茂地区における高齢化の進行があります。2016年4月1日現在、静岡県内の市町別高齢化率において、賀茂地区の1市5町が全て10位以内に入るなど、静岡県内でも賀茂地区の高齢化は顕著です。そのような情勢を受け、ここ最近では、賀茂地区の弁護士が、1人あたり20件を超える成年後見等事件を担当することも珍しくないとのことで、後見業務へのニーズを弁護士のみで担うことは次第に厳しくなってきました。地域を取り巻くそうした状況を目にし、弁護士として、何とかなくてはならないと強く感じたそうです。

そうして、2015年11月、賀茂地区の弁護士、司法書士等専門職と、社会福祉士、1市5町の地域包括支援センター及び社会福祉協議会、医療機関の相談員ら有志で、賀茂地区に「成年後見センター」を設立するための準備委員会を立ち上げたそうです。狙いは、設立する組織の中で、市民後見人を養成し、また、



下田の海

法人受任を活用することで、地域における後見業務の担い手を増やすことにありました。準備委員会には、賀茂地区の高齢化への対策を急務としていた静岡県の県庁職員及び社会福祉協議会も参加するようになり、2016年10月、ついに賀茂地区成年後見センター設立のめどがつけました。弁護士として抱いた問題意識が、関係者や関係機関との連携・協働を通じ、地域に一つの事業を作り上げることに繋がったのです。

賀茂地区では、業務内容によっては、静岡地裁沼津支部や静岡地裁本庁の方まで2、3時間以上かけて行かなくてはならないなど、移動時間の長さやそのスケジュール管理には苦労も大きいとのことでしたが、弁護士6名で地域司法を担っているという責任とその分のやりがいがあり、日々頑張ることができたとおっしゃっていました。

4. おわりに

今回の訪問で大変印象に残ったのは、法テラススタッフ弁護士やひまわり基金法律事務所所長が、地域の特色や実情を見つめた上で、地域に一体どのような貢献ができるか、大変熱心に考えて活動されているということです。事務所に来るひとつひとつの事件に誠実に向き合うことが弁護士としての基本となるのはもちろんですが、「待ち」の姿勢だけでなく、フットワーク軽く地域へ積極的に関わり、新たな法的ニーズを追求し、最大限それに応えていこうとする。そうした姿を拝見し、法テラススタッフ弁護士やひまわり基金法律事務所所長は、いわば地域に新しい風を吹き込む存在となっていると感じました。そして、公設事務所弁護士として、先人の弁護士が築いてこられたものを受け継ぎながら、これからも、日々変わっていく法的ニーズに、より一層柔軟に対応していくことが求められていると思いました。